

廣島市報

號

の愛讀から
は先づ市報
の理解

昭和七年十二月八日印刷
昭和七年十二月十日發行
定價 一年金七拾錢
一部金參錢

發行所 廣島市役所
廣島市塩屋町十二番地

印刷所 株式會社 増田兄弟活版所
廣島市塩屋町十二番地

印刷者 増田計雄

市報發刊に就て

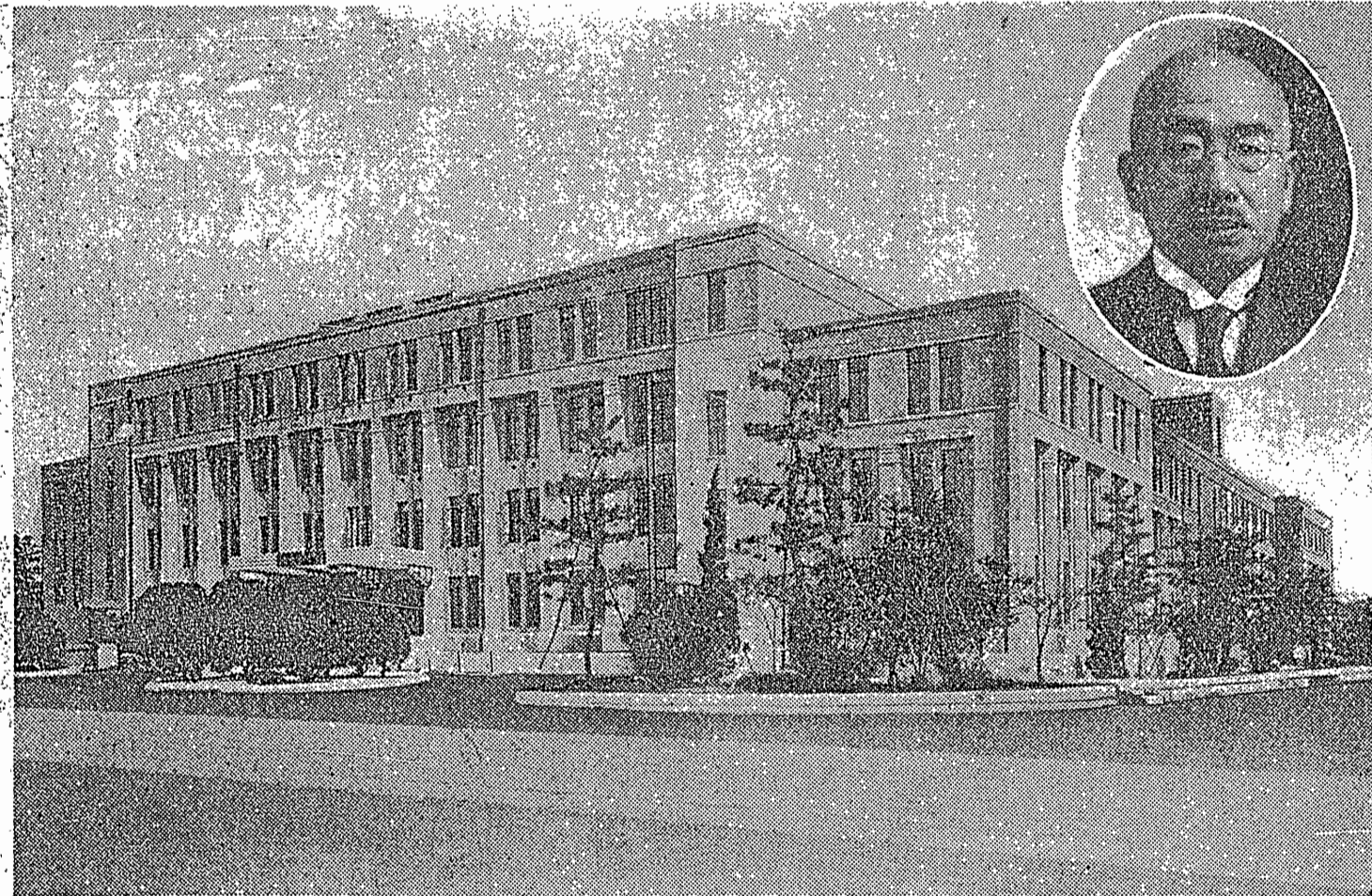
廣島市長 伊藤貞次

本市公告式條例を改正し市報を發行する事となし本日を以つて其初號を發行するを得たり。

憶ふに文化の進歩につれ市政も複雑多岐となり、市民諸君の生活も亦繁多となるを免かれず、従つて従來の揭示場のみを以つては不便にして且つ普遍的に公布の目的を徹底せしめ得ざるの嫌あり。

而して市報は單に諸般の條例、規則、公告のみならず、市政各般の些事も掲載して市政の動向、其運用の事態を察知するの用に資し、以つて市民と市政との連鎖たらしめ諸君が市政の實情を理解せらるゝの便に供せんとす。

幸に當局の意の存する所を首肯せられ、一般に市報によりて市政各般の事態を諒察し、以つて市民諸君が我が市政に多大の關心と協力とを致されん事を希望す。



廣島市長と市廳舎



【目次】

- ◆市報發刊に就て……………一
- ◆條例……………二
- ◆告示……………二
- ◆通牒……………四
- ◆示達……………五
- ◆大廣島市都市計畫の展望……………六
- ◆中小商工業者産業融通資金……………八
- ◆廣島市女音楽演奏會……………八
- ◆都市生活と衛生(一)……………九
- ◆市内における方面委員總會……………一〇
- ◆東公益質屋新築成る……………一一
- ◆市立各學校卒業生狀況……………一三
- ◆職業紹介所事業成績……………一四
- ◆診療所事業成績……………一四
- ◆公告……………一四
- ▼街のたより▼教育彙報▼記事の中より▼公設市場小賣値
- 段▼市立淺野圖書館增加圖書

101.780

【條例】

廣島市公告式條例改正條例左ノ通定ム

昭七七年十一月五日 廣島市長 伊藤 貞次

廣島市公告式條例第七號

廣島市公告式條例改正條例

明治三十七年九月廣島市條例第二號廣島市公告式條例左ノ通改正ス

第一條 條例、規則其ノ他一般周知ヲ要スル事項ハ廣島市報ニ登載スルヲ以テ公告式トス但シ時宜ニ依リ本市役所前掲示場ニ掲示シテ之ニ代フルコトアルヘシ

第二條 施行期日ニ付別段ノ定ナキモノハ公布ノ日ヨリ三日ヲ經テ之ヲ施行ス

【告示】

廣島市告示第一二六號 廣島市報發行規程左ノ通定ム

昭七七年十一月五日 廣島市長 伊藤 貞次

第一條 本市行政ニ關スル諸般ノ事項ヲ周知セシムル爲廣島市報ヲ發行ス

第二條 市報ニ登載スヘキ事項概ネ左ノ如シ

- 一、條例
二、規則
三、告示
四、訓令

五、諭告
六、通牒
七、辭令
八、報告
九、公告
第三條 市報ハ毎月十日、二十五日ノ二回之ヲ發行ス但シ必要ニ應シ臨時發行シ又ハ休刊スルコトアルヘシ
第四條 市報ヲ配布スル箇所概ネ左ノ如シ
一、應内各課
二、應外各課
三、市立學校
四、名譽職員
五、町總代
六、町副總代
七、町評議員
八、衛生組長
九、衛生副組長
二、市内方面委員
三、市内各官廳、學校軍隊、圖書館
三、全國各市
四、其ノ他必要ト認ムルモノ
前項ニ依リ配布スルモノハ之ヲ無料トス
第五條 市報ハ左ノ定價ヲ以テ希望者ニ之ヲ頒布ス
一、部 金參 錢
一箇年 金七拾 錢
附 則
本則ハ昭和七年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

廣島市告示第一三五號 土地收用法第二十一條ニ依リ土地物件ニ關スル調査作製ノ爲出張セシムル市吏員ニハ左ノ證券ヲ携帶セシム
昭和七年十一月二十五日 廣島市長 伊藤 貞次

廣島市告示第一三六號 道路工事受給者負擔規程第十三條ニ依リ受給者負擔金ヲ賦課スヘキ工事名及工事施行箇所等左ノ通定ム
昭和七年十二月二十五日 廣島市長 伊藤 貞次

街のたより
出征兵士を 寒心に見送る
第十師團より北滿への補充員〇〇名は十一月廿六日午後五時十分廣島驛を通過したが、熱誠なる市民は祖國のため、寒き北滿の曠野に赴く勇士を心から見送らんとて、つめかけ定刻十分前早くも驛頭は一杯となつた。
やがて列車が入り来ると、忽ち嚴肅と悲愴の思ひの中、赤誠はあふれて自ら萬歳の聲が湧き軍歌の合唱となつた。輪送指揮官白井特務曹長は懇に縣市當局並に在郷軍人會聯合分會長、愛國婦人會員等と一々挨拶を交はした。やがて再び列車はおもむろに動き出で名残り惜しくも暗に消えて行つた。
因に當日の歡送者は主として元安川以西天滿川以東區域の有志で其人員は約五百餘と算せられた。

Table with multiple columns listing names and addresses, likely a directory or official record. Includes names like 仁保町, 竹屋町, 船入町, etc.

本市補助金にて 優良牝牛購入
本市の乳牛は、現在三百二十餘頭、これが一ヶ年の搾乳量約四千二百石に達してゐるが、乳牛の素質良好ならざるため、一頭當りの搾乳量少く、生産費に多額の支出を要し、搾乳業者を困窮せしめると共に、年々増加しつつある需要を充たすこと不可能な状態となつて來た。よつて養基に本市では廣島市畜産組合に補助金を交付して優良な牝牛を購入せしめて乳牛の素質改良を計ることとしたが、今回畜産組合では、優良種牝牛の購入に關し、關係各方面に折衝中であつたが、愈々千葉縣安房郡田原村大場治氏よりホルスタイン、フリーシヤン種(本年二月十二日産)一頭を購入する事に決定し十一月二十八日本市に到着した。尙同牛の父は、米國カーネーション牧場産第八サラインカーメー號母はアテスジナー一號で、父は購入價額二萬七千圓、母の父キング、ビープロラー一號で、父は購入價額三萬圓で優良系統に屬してゐる。因に同牛は市内皆賀町松島牧場に委託飼育中である。

不況對策公設市場 聯合會組織さる
本市六ヶ所の公設小賣市場で

【彙報】

◎達用第一二號
廣島市報編輯手續左ノ通定ム
昭和七年十一月五日

廣島市長 伊藤 貞次

第一條 課長、局長ハ市報編輯材料蒐集ノ爲報告主任ヲ置クヘシ
前項ノ報告主任ヲ定メ若ハ之ニ異動アリタルトキハ其ノ旨主務課長ニ通告スヘシ

第二條 課長及局長ハ報告主任ヲシテ左記事項ニ關スル材料ヲ其ノ都度主務課ニ回付セシムヘシ

一、規 則
二、告 示
三、訓 令
四、諭 令
五、通 牒
六、通 告
七、辭 令
八、彙 報

一、公 府 事 項
二、市 會 議
三、市 參 事 會
四、委 員 會
五、名 譽 職 員
六、財 政
七、庶 務
八、教 育
九、衛 生
〇、戶 籍
一、兵 務
二、產 業
三、稅 務
四、社 會 事 業
五、地 理
六、營 業
七、土 木
八、都 市 計 畫
九、水 道
〇、雜 事

男崎 神社 十二月九日 午後二時
尾長天滿宮 十二月十日 午後二時
三條 神社 十二月十日 午前十時
新宮 神社 十二月十日 午前十時
八幡 神社 十二月十日 午後二時

◎達之第一〇號
廣島市立淺野圖書館規程左ノ通之ヲ定ム
昭和七年十一月二十二日

廣島市長 伊藤 貞次

第一條 本館ニ左ノ職員ヲ置ク

一、館 長
二、司 書
三、若 干 名
四、若 干 名

前項ノ外雇員ヲ置クコトヲ得

第二條 館長ハ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第三條 館長ハ館務ノ指揮ヲ承ケ圖書ノ整理保存及閱覽ニ關スル事務ヲ掌ル書記ハ館長ノ指揮ヲ承ケ庶務、會計ニ從事ス

第四條 本館ニ顧問ヲ置ク

第五條 顧問ハ市長之ヲ委囑シ重要ナル

館務ニ關シ意見ヲ開陳ス

第四條 館長ハ左ノ事項ニ付市長ニ意見ヲ具申スルコトヲ得

一、圖書館經營ニ關スルコト
二、職員ノ進退賞罰ニ關スルコト
三、臨時休館ニ關スルコト
四、豫算ニ關スルコト

第五條 館長ハ左ノ事項ヲ專行ス

一、雇員ノ市外通勤許可ニ關スルコト
二、雇員ノ除服出仕及缺勤許可ニ關スルコト
三、館員ノ休暇ニ關スルコト
四、圖書館經營ニ關スルコト

第六條 職員ハ本市内ニ居住スヘシ但シ特別ノ事情ニ因リ所定ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七條 館長轉任、休職、退職ノ際ハ圖書物品ノ目錄及庶務、會計等重要ナル事項ヲ圖書ヲ作り後任者又ハ代理者ニ引継クヘシ

第八條 職員病氣其ノ他ノ事故ニ因リ缺勤セムトスルコトキハ出勤時刻前ニ其ノ旨館長ニ届出ツヘシ但シ病氣缺勤七日以上ニ涉ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第九條 職員病氣、死亡者氏名、死亡日、續合等ヲ記シ館長ニ届出ツヘシ

第十條 職員歸省、墓參、轉地療養等私事ノ爲旅行セムトスルコトキハ行先地及往復月日ヲ詳記シ

市長ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 職員ハ事務ノ繁閑ヲ量リ一箇年ヲ通シテ二十日以内休暇スルコトヲ得但シ休暇セムトスル者ハ豫メ館長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十一條 休暇中旅行セムトスルトキハ行先地、往復月日ヲ詳記シ豫メ館長ニ届出ツヘシ

第十二條 出張ヲ命ゼラレタル者ハ歸任後遲滞ナク復命スヘシ

第十三條 職員着任シタルトキハ館長ヲ經テ市長ニ届出ツヘシ

第十四條 本館ニ直員ヲ置キ開館時限外ノ事務ヲ處辨セシム

第十五條 館長ハ館内處務細則ヲ設クヘシ

第十六條 館長ハ毎月五日限前月報ヲ市長ニ報告スヘシ

附 則
本規程ハ昭和七年十一月二十四日ヨリ之ヲ施行ス

山梨大將來廳
吳鎮守府司令官海軍大將山梨勝之進閣下ハ今回軍事參議官ニ榮轉ニ付十二月一日午前十時轉任挨拶ノ爲來廳セラレタリ。

小野寺經理局長來廳
宇品陸軍糧秣支廠及廣島陸軍被服支廠定期檢閲ノ爲來廣ノ陸軍省經理局長陸軍主計監小野寺長治郎閣下十二月七日正午來廳セラレタリ。

市吏員市外出張
伊藤市長 十一月二十七日大阪市
出張 十一月二十七日大阪市
奧助役 十一月二十九日阪市
出張 十一月二十九日阪市
黒河收入役 十二月二日吳市
出張 十二月二日吳市

教育彙報

笑つて濟ませぬ
(文部省映畫調査)

さきに文部省が東京市内各區にわたつて、小學兒童がどの程度迄、映畫館に出入してゐるか云ふ調査を行つた處、男の子は五割三分、女の子は四割四分と云ふ結果が出た。また、最近東京の或中學で映畫の題を擧げさせて見たところ、學科の方はまるで出來ないやうな生徒でも十分間に廿五から三十以上までを全部の生徒が知つて居た。なほ、歴史などでどんな力を入れて偉人の事績のやうなことを教へても、それは忘れられがちであるが、しかし、ダグラス、フェアバンクスと云つたら、それを知らない生徒は一人もなかつたと云ふ有様である。

調査の結果は其のフアンの案外多數なこと、そして、又甚だ面白いことに気がついたのであるが實際映畫熱は最近世界の流行であり、大人と云はず、小供と云はず、老幼總ての階級を通じて非常に多數のファンを有して居るのである。これを家庭教育と云ふ立場から考へる時は、極めて注意しなければならぬ重大な問題である。元來映畫は教育上の目的からのみ造らるゝものではなかり、一映畫會社の營

は、業務の刷新向上其の他種々不況時對策を講じて居たが、今廣島市公設市場聯合會を組織することとなり、十一月五日午後一時、創立協議會を開いた。

因に同聯合會は、市場指定商人を以つて組織し、各自の出資と會費により販賣商品の共同購入や、店舗の改良其他各般の事業を行ふ由である。

本市九ヶ所 永年市の告知機
廢止さる 親しんで來た市内十ヶ所の市揚示場は今回市公告示條例が改正せられて市報が發行されることになつた爲め、廢止されることとなつた、但し市役所前揚示場のみは特に必要なる爲め、依然存置することになつてゐる。

本年調製 現在に依る衆議院議員並市會議員選舉人名簿 本年九月十五日現在に依る衆議院議員並市會議員選舉人名簿は十月末日を以て調製を了り規定に依つて十一月五日から十五日間關係者の縦覽に供した、其の登錄数は左の通りである。

名簿の別 本年 前年より
衆議院議員 五、三〇 二、〇〇
市會議員 五、五七 一、八六

療養院 市外加賀村に設置
地鎮祭 養院地鎮祭は十一月二十八日執行せられた。

鍛冶屋町 三田尾唯二
仁保町 三宅峰吉
宇品町 中島淺松
研屋町 古川竹市
船入町 牧野巽
三條町大字楠木 藤原森助
三條町大字楠木 前田喜久藏
己斐町 淺野忠豐
十日市町 伊與政民之助
大須賀町 新谷鶴藏
十日市町 池田武三郎
十日市町 長谷川喜八郎
十日市町 小田瀧三
十日市町 上野正雄
十日市町 大倉常藏
十日市町 杉本千代松
十日市町 田中政太郎
十日市町 松村秀太郎
十日市町 藤原要次郎
十日市町 吉田峻一
十日市町 小島康治
十日市町 沖本兼吉
十日市町 植本元次郎
十日市町 植田佐六
十日市町 矢野銀一
十日市町 吉本榮吉
十日市町 長原千代吉
十日市町 高橋元一
十日市町 石見屋町 熊野秀吉
十日市町 平田屋町 山田理一
十日市町 堀川町 望月惇吉
十日市町 大手町八丁目 土屋鶴吉
十日市町 尾長町 谷川房太郎
十日市町 空鞆町 倉本博吉
十日市町 尾長町 新野九一
十日市町 尾長町 田中群太郎
十日市町 尾長町 坂井佐一郎
十日市町 尾長町 坂谷好夫
十日市町 尾長町 坂谷好夫

寺 高下九一
觀音町 益原健一
福島町 王原健一
大手町八丁目 比治山町 松谷安藏
己斐町 中島本町 沖田準一
荒神町 谷本述之
仁保町 岡本好松
仁保町 西村福次郎
仁保町 鍵山順作
仁保町 小西瀧造
加藤孝吉
近藤立夫
岩岡一夫
後藤泊二
藤本豊四郎
藤本豊四郎
三條町大字新庄 香部長八
三條町大字新庄 石坂一
南竹屋町 服部賢一
南竹屋町 若狹平太郎
皆實町 奥田正夫
皆實町 谷川徳三郎
皆實町 倉本和一

●廣島市告示第一四一號
昭和五年八月十一日內務省令第二十六號廣島市計畫事業道路新設擴築受益者負擔ニ關スル件第四條及六條ニ依リ昭和五年三月十四日官報第九百六十號ニ依ル一等大路第三類第九號(船人皆實線)一部ノ負擔區、地帶、負擔率並事業着手ノ日左ノ通定ム
昭和七年十二月一日
廣島市長 伊藤 貞次

一、負擔區 國泰寺町三四三番

二、負擔率 國泰寺町三四三番

地ノ三高等師範學校北門前ヨリ南竹屋町ニ割廣島市道第三區八十九號線東側ニ至ル新設道路ノ周圍

一、負擔區 國泰寺町三四三番

二、負擔率 國泰寺町三四三番

前項ノ負擔區ニ於ケル負擔區劃ヲ新設道路ノ境界線ヨリ順次左ノ方法ニ依リ三個ノ地帶ニ分ツ

第一地帶 道路ノ境界線ヨリ道路幅員ノ一倍四分ノ地域

第二地帶 第一地帶ノ外側線ヨリ道路幅員ノ一倍六分ノ地域

第三地帶 第二地帶ノ外側線ヨリ道路幅員ノ二倍ノ地域

三、負擔率

前項ノ各地帶ニ於ケル負擔率左ノ如シ

第一地帶 負擔區負擔額ノ百分ノ六十六

第二地帶 負擔區負擔額ノ百分ノ二十四

第三地帶 負擔區負擔額ノ百分ノ十

四、事業着手ノ日
昭和七年十二月五日トス

●廣兵衛第七四六號
昭和七年十二月一日
廣島市長 伊藤 貞次

各町總代殿

兵役上ノ所在不明者ニ關スル件十一月二十八日ハ徵兵制六十年記念日ニ相當スルヲ以テ之ヲ機會ニ兵役上ノ所在不明者ヲ減少セシムル爲其筋ヨリ左記ノ如キ通牒有之候ニ付相當御配意相成度及御依頼候也

入退營奉告祭日割表

大原 神社	十一月廿日	午前十時
彌保 神社	十一月廿日	午後二時
空鞆 神社	十一月廿日	午前十時
廣瀬 神社	十一月廿日	午後二時
神田 神社	十一月廿日	午前十時
白神 神社	十一月廿日	午後二時
旭山 神社	十一月廿日	午前十時
羽衣 神社	十一月廿日	午後二時
早稻田 神社	十一月廿日	午後二時
礎 神社	十一月廿日	午後二時
礎 神社	十一月廿日	午後二時
比治山 神社	十一月廿日	午後二時

●廣兵衛第九五八號
昭和七年十一月二十四日
廣島市役所

各町總代殿
各分會長殿

入退營奉告祭執行ニ關スル件

町ト在郷軍人分會ト共同主催セララル本年度入退營奉告祭ハ便宜日割ヲ定メ候ニ付左記ニ依リ實施相成度尙關係者參拜方御配慮相煩度候也

本年九月十五日現在に依る衆議院議員並市會議員選舉人名簿は十月末日を以て調製を了り規定に依つて十一月五日から十五日間關係者の縦覽に供した、其の登錄数は左の通りである。

名簿の別 本年 前年より
衆議院議員 五、三〇 二、〇〇
市會議員 五、五七 一、八六

療養院 市外加賀村に設置
地鎮祭 養院地鎮祭は十一月二十八日執行せられた。

は、業務の刷新向上其の他種々不況時對策を講じて居たが、今廣島市公設市場聯合會を組織することとなり、十一月五日午後一時、創立協議會を開いた。

因に同聯合會は、市場指定商人を以つて組織し、各自の出資と會費により販賣商品の共同購入や、店舗の改良其他各般の事業を行ふ由である。

本市九ヶ所 永年市の告知機
廢止さる 親しんで來た市内十ヶ所の市揚示場は今回市公告示條例が改正せられて市報が發行されることになつた爲め、廢止されることとなつた、但し市役所前揚示場のみは特に必要なる爲め、依然存置することになつてゐる。

本年調製 現在に依る衆議院議員並市會議員選舉人名簿 本年九月十五日現在に依る衆議院議員並市會議員選舉人名簿は十月末日を以て調製を了り規定に依つて十一月五日から十五日間關係者の縦覽に供した、其の登錄数は左の通りである。

名簿の別 本年 前年より
衆議院議員 五、三〇 二、〇〇
市會議員 五、五七 一、八六

療養院 市外加賀村に設置
地鎮祭 養院地鎮祭は十一月二十八日執行せられた。

中小商工業者 産業融通資金

申込希望者殺到す

本縣に於いては一定金額を限度として損失補償の制度を設けて、中小商工業者に對し産業資金の融通を圖つたが、忽ち本市に於ける借入希望者は七百三十六名、金額二百九十九萬六千圓に達した。縣の融資金額を突破すること、實に六十九萬六千圓である。之を以つて如何に本市中小商工業者が窮迫してゐるかを推知出来るのである。詳細は次の通りである。

四、借入希望金額別	1,000圓
最高	三三圓
最低	三五圓
五千圓	三二件
一千圓	六六件
二千圓	五七件
三千圓	六六件
五千圓	六六件
一萬圓	四七件
五百圓	四七件
其他	三〇二件
五、安全保證	
1. 無擔保	三三三件
2. 有擔保	三三三件
六、借入希望者營業別	
1. 商業者	三五三名
2. 工業者	三八四名

廣島市女音楽演奏會

吳海軍々樂隊助演

『市女の音楽』—それは今一の『市女の體育』と相俟つて廣島市高等女學校のキワードであると共に、又それは廣島市民に親熟した悦樂の言葉でもある。その『市女の音楽會』は今では音楽を愛好する市民にとつて懐しい年中行事の一つともなつて來た。

本年四月十日與謝野氏作『爆彈三勇士の歌』演奏會は、やがて『R放送局の依頼』により、同十九日ラヂオを通して大朝社の肉彈三勇士の歌と共に、市民のアンコールに接したのである。更に九月二十一日再びRの放送を終へた同校は新秋を迎へて同窓會主催の下に、荻野綾子女士獨唱會を九月二十二日廣島高校講堂に催した。かくて十一月二十七日午後一時愈々待たれた第十三回大音楽會は本校講堂

で開かれるに至つた。吳海軍々樂隊の特別な好意ある助演を得て、今秋最後の樂宴は、一千五百餘人の大聴衆の劇る、許りの拍手の裡に進行したのである。

皇太后御歌「花すみれ」の齊唱に少女心の感激と希望とを吐露した後、軍樂隊三十四人の管絃樂のメロデーが大講堂にぎつしり詰まつた人々の心に沁み入る。一曲又一曲、一奏又一奏、拍手と恍惚の中に時の経過も忘れられ、最後の香木教諭編「グナー」大作の歌劇「ヘングリ」中の婚禮の歌が合唱團の四重唱に終へられる迄、聴衆は夢のやうに陶醉して去る者もなき。最後に一千三十の生徒が管絃樂隊の下に校歌を齊唱して、天皇陛下萬歳の感激裡に閉會したのは曇つた西空に日が分廻つた四時であつた。「流石は市女の音楽だ」といふ讚嘆の言葉は潮のやうに會場をなだれ出る人々の唇にいつまでもまつはつてゐた。終に參考に當日のプログラムを轉載して置く。

- 1 齊唱(管絃樂伴奏)全校生徒花すみれ 信時潔曲
- 2 管絃樂 吳海軍々樂隊ボラツカ風のセレナード
- 3 齊唱 トロツ風の行進曲モウジス編
- 4 獨唱 深山路 一年全体
- 5 白ばら 田中銀之助
- 6 二部合唱 二部合唱 二年全体
- 7 獨唱 秋のおとづれ 本居長世曲
- 8 ヴァイオリン 虫に寄せて 三年 伊藤 静子
- 9 四部合唱 ヴァイオリン 四年 村田登代子
- 10 管絃樂 第一交響樂中の第四樂章
- 11 三部合唱 樂しく遊べ 三年全体
- 12 獨唱 昭和の日本 四年 若山 高子
- 13 四部合唱 若松懷古 合 唱
- 14 ゲアイオリン 山谷は輝く 四年 影浦 清子
- 15 三部合唱 嗟哦の秋 四年全体
- 16 ビアノ獨奏 進め我が艦 四年全体
- 17 管絃樂 羅シア民謡徳山雄編
- 18 四部合唱(管絃樂伴奏) 聖誕舞 吳海軍々樂隊
- 19 齊唱(管絃樂伴奏)全校生徒 禮の合唱

記事の中より

兵務課選及者へ 特別恩典附與さる

今回陸軍省にては兵役義務違反者及所定の届出を怠つた者に特別の恩典を附與し、明八年七月三十一日迄に警察署もしくは憲兵隊に届け出たる者は特別の詮議に附して無罪となし又は其の手續の方法を教へることとなつた但しこの期間が過ぎると此の恩典の効果は消滅することになつて居る、因に兵役義務違反者及届出を怠つた者とは次の如きものである。

▲満二十歳を過ぎて故なく徴兵検査を受けない男子 ▲徴集延期の手續をせず徴兵検査を受けない男子 ▲在郷軍人(未教育者を含む)で轉居、轉籍、その他身上異動の届出をしないもの ▲満二十歳を過ぎて死亡したるもの、行方不明になつて三年以上経過したるものに付届出を怠つたもの

臺屋町驛前橋 目下架設工事中の臺屋町新橋は驛前橋と命名せられた、本橋は本月下旬竣工の豫定である。

南大橋竣工 豫て明治橋下流に架設中の新橋は南大橋と命名せられ十一月十五日竣工した。依つて十一月十七日午前十時から開通式を舉行神崎、千田兩小学校児童によつて渡初を行つた。

救護看護婦 生徒募集 日本赤十字社廣島支部では本年度採用すべき救護看護婦生徒募集中だが受験資格は年齢満十六年以上二十五歳未満、體格強健で高等小學校若しくは高等女學校二年修了以上のもの、願書受付は一月三十一日限り試験は二月中廣島支部で施行する、入學は四月一日、詳細は廣島市千田町の廣島支部または市役所で承知せられたいと。

公設市場小賣價目表 十一月十五日現在

白米内地	一等 一疋	一六五
	二等 同	一五八
	三等 同	一五一
朝鮮	同	一五二
臺灣	同	一三七
糯米田	同	二〇六
麥	改良麥上	二〇〇
	同	二〇〇
大豆	鶴ノ子(大玉)	三〇〇
	同	三〇〇
黑豆	同	三〇〇
小豆(納言)	同	三〇〇
菜豆(金時鶉)	三等 同	二〇〇

都市生活と衛生(一)

市立船入病院長 天野 勳

近年各都市の膨脹は實に目覚ましいもので我が廣島市に於ても之を拾年前に比べると大變な相違であります。

一體に都市の膨脹發展と言ふ事は近代文化の所産であつて、教育なり政治なり商工業を中心として農村から都市に向つて集中し従つて急激なる人口の増加は年々著しく現に何所に於ても國勢調査の度毎に其増加率に驚きつゝある有様であります。

若し萬一之に適應する文化施設なり各個人の公衆的訓練が伴はなかつたならば、其れは甚だ殺風景であり又非衛生的な都市が出現して、都會生活者の受くる有形無形の損害は計り知れないのであります。即ち最も便利であり最も愉快であるべき都市生活は却つて不愉快な恐ろしい場所と變り常に生命をおびやかすのであります。

元來我々人間はお互ひに共存共榮に依つて自他の幸福を計るべきであるがよく考へて見ると我々は知らず知らずの間に他の人に迷惑を及ぼす様な保健衛生によろしくない事をして居る事があるのではありません。例へば我々人間は二六時中身體から色々な毒物が出て居り之が密集群居してゐる様な場合には尚更でその毒物も亦甚だしい理であります。皆様の直ぐ判る

事ですが人間は常に炭酸瓦斯なる不良成分を出してゐるのであります。瓦斯は多人数が一室に閉籠つた時には頭痛眩暈等が起つて參つた時、極端の例ではあるが大西洋で難破しかけた船で船長が波浪を避ける爲に船室に多數の乗客を閉閉した爲に、多くの死者を出し難船以上の惨事が出たと云ふ話があります。又人間の排泄物中には全部ではないが、人による結核菌を出したり又糞便には「チフス」菌や赤痢菌等の病菌を知らず知らずの間に出す人がありまして、そして之を方々にばらまいて居る事があります。

結局かう言ふ事から考へて見ますと都會生活と言ふ事は知らぬ間に随分と危険な事に曝されて居ると言ふても過言ではありません。然し乍ら都市保健衛生の設備が完備して居たら此の様な恐るべき災害は大いに避け得らるゝのです。遺憾な事には我國の都市では其設備が完全なりと言ふ事が出来ないのです。例へば「チフス」で見ても「アメリカ」では都會と田舎とを「チフス」の發生状態は大變な相違であつて一般に都會は田舎に比較して患者が少ない。然るに我國では反對に田舎も都會も殆んど同じ位で場所によつては都會の方が寧ろ多い數字を示して居る様な状態

で一種の都會病とも呼び度い程に蔓延して居るのであります。之は取りも直さず我國の都市衛生の施設が彼國に比して甚だしく劣つて居ると言ふ事を有力に物語つて居るのでは無いでせうか。

勿論都市の衛生施設の完備と言ふ事の必要なるは申す迄も無いですが然し現今の様な實狀で目下は其の完成に向つて進みつゝある道程に於ける我々都會生活者は此所程に保健衛生と言ふ事に就いては一層に注意を拂ふと同時に保健常識を涵養する事が對策上緊急では無いかと考へます。

一般に公衆衛生に關する會合には又々衛生の話か等と聴衆が他の會合に比して集りが少ない方でありました。所が或る人の紀行文に有りました。が、英國に於て或る役所の講堂に於て衛生講話があつた際あの「ロンドン」市民の様な教育の進み常識の發達した市民が通俗講話にどの位の興味を持つて居るかを見度いので出席して見たら、聴衆者は實に千名にも近くあつて而も其の熱心なのに驚いたと言ふ事が記載してありました。兎も角も以上お話しした様に衛生施設が完全で無ければ無いだけ、それだけ一層各自の公衆衛生に對する自覺によつて設備上の缺陷を幾分なりとも補ふだけの決心が無くてはならないかと思ひます。之には些細な事にも注意をする事が必要であります。例へば我々は微菌を方々へ運搬するものとして恐れられて居る蠅の驅除に致しまして元來此者は塵埃場とか或は排泄物の後始末を充分にしないで方々に散亂

さす爲に蠅が湧き集るもので斯く考へて見ると人間の不注意不始末から起つたのではなからうかと思ひます。ですから公共團體等で蠅「デー」等と日を決めて騒ぐ事があります。元々人間が原を造つた事によるのでしておいて後で殺す等は随分勝手な矛盾した話では無いかと考へます。であるから先づお互に蠅の發生せぬ様に努める事が必要で、さうすれば幾分其の害毒を未然に避け得らるゝ事では無からうかと思ひます。面白い事は昔から大便等が路傍や庭先にあるとよく人が灰をふりかけるのを見受けますが、之は單に汚物を覆ふと言ふ良い習慣に考へて居ります。近頃或る人の研究した事に依りますと灰は物にふりかけて二十四時間も経つと相當の殺菌的作用があると言ふ事が學問的に證明されたのであります。之は即ち我々の祖先が昔から行はれた汚物の處理に對する良い心掛けが知らず知らずの間に單に汚物を覆ひ、蠅等の直接止まるのを防ぐと言ふ以外に消毒薬を撒くと云ふ事をやつて居たのであります。どんな所に行つても家の内に灰の無い家は無いので、之を利用して他の人々の厭やがるものを良く處置をすると言ふ事がどれだけ自己の家庭なり他を利益して居たか判りませぬ。要するに微菌の様な目に見えないものからの害を防ぐにはお互が綿密な注意と不潔物を良く處理すると關係が深いので此點特に注意が肝要であります。(つゞ)

昭和六年度市立各學校卒業生狀況 (昭和七年十月末現在)

Table showing graduation statistics for various schools in Hiroshima City for the 6th year of the Showa era. Columns include school names, gender, grade level, and number of graduates.

交遊應對座談術 大日本雄辯會講談社
常用語彙最新字典 塚本哲三
成句雜句用例獨逸文詳解 藤山治一

Table showing graduation statistics for various schools in Hiroshima City for the 6th year of the Showa era. Columns include school names, gender, grade level, and number of graduates.

德川封建經濟の研究 高橋龜吉
社會科學大辭典 社會思想社
理學・醫學
物理化學辭典 四手井次太郎

Table showing graduation statistics for various schools in Hiroshima City for the 6th year of the Showa era. Columns include school names, gender, grade level, and number of graduates.

直流交流電氣回路の解き方 工藤善助
勅諭奉戴五十年を以て奉りて 陸軍省
住宅と建築 木村芳一

右表中第一第二の兩高等小學校は昭和七年度より開校であるから未だ卒業生を出さない、小學校卒業生三、〇二〇名中より就職者八六二名と上級學校入學者一、九六〇名を控除したる一九二名は単に家庭にある者等である、昭和六年度の小學校卒業生就職者が八六二名、之れを五年度卒業生中就職者が一、〇六三名に比し卒業生が増加せるに就職者は却つて減少して居る、特に尋常卒業生に於て五年度就職者は八五九名が六年度は五五九名に激減して居る、之れは深刻なる就職難が少年に迄及んで來た事を物語るものであらう、其の結果は上級學校入學者の激増となるのである、上級學校入學者も中學校入學者が逐年減少し實業學校、實業補習學校等職業教育を行ふ學校へ入學者が増加しつゝある、本市立工業專修商業專修の二校の如き豫算の許す限り生徒を收容し年々多數の卒業生を社會に送り出し其の就職率も良好の成績を挙げつゝあるは表示せる處である、斯る傾向の中特に注意すべきは尋常卒業生が高等小學校に入學者の激増である、昭和七年三月の高等卒業生一、七〇〇名に對し同年四月の高等入學者は二、六三一名に達し爲に高等科兒童は九三一名の増加を來したのである。

【公告】

左記物件拾得ノ旨届出有之候ニ付心當リモノハ廣島市役所社會課ニ届出ラルヘシ
昭和七年十一月二十四日
廣島市役所
一、金格子 二個
左記物件拾得ノ旨届出有之候ニ付心當リモノハ安藝郡江田島村役場ニ届出ラルヘシ
昭和七年十一月三十日
廣島市役所
一、傳馬船 壹艘
○土地收用
昭和七年十月内務大臣ニ於テ公告セラレタル廣島市長ノ起業ニ係ル失業救済道路改築ノ爲收用スベキ土地ノ細目左ノ如シ
昭和七年十一月十六日
廣島縣知事 湯澤三千男
土地收用細目
廣島市比治山町七三宅地、松川町七八ノ二宅地、平塚町二五ノ一、二五ノ二、二六、二七、三五ノ五、

◎納税に関する注意

納税は國民の三大義務の一つでありましてその重要なことは皆様も充分御承知のことと存じます。だが甚だ遺憾なことに本市に於ける怠納は毎月相當の額に昇るのであります。殊に十一月は一年中最多の納税期でございます。その多きは一人當り納税種目十數を算するせいか特に怠納額が増大するのであります。斯く怠納者が多數あるのは多分、多數の納税に加へて時恰も年末多忙の時機に接近せるを以つて不知不識に納税を失念せらるゝことと存じます。然ながら期日を經過し滞納となりたる時は遠慮なく督促狀を發して滞納の事由、金額の多少を問はず督促手数料金貳拾錢を納付せしめ、尙納税未納者には納税期日の翌日より起算し其の延滞日數に對し縣税は百圓に付き、一日四錢、市税は一日參錢の割合にて延滞金納付の義務を更に負擔せしむるのであります。此の不況なる時に斯くの如き餘分の税金を負擔せらるゝことは市民としても要を得ざるのみならず、當役所に置きましても事務煩鎖を極め甚だ迷惑を感ずる次第であります。尙市當事者に置きましても出來るだけ督促に努力致しまするも逐年増加する多くの納税者に充分なる督促をすることは到底不可能でありますから、何卒各位御注意下さる様切に希望致します。

職業紹介所事業成績 (十一月分)

職業別	求人	求職	紹介	就職	日備労働者就職
工業及建築	一五	一〇〇	一五	一〇	三
土木建築	一五	一〇〇	一五	一〇	三
商業	一五	一〇〇	一五	一〇	三
農業	一五	一〇〇	一五	一〇	三
水産	一五	一〇〇	一五	一〇	三
運輸	一五	一〇〇	一五	一〇	三
戸内使用人	一五	一〇〇	一五	一〇	三
雜計	一五	一〇〇	一五	一〇	三
計	一五	一〇〇	一五	一〇	三

診療所事業成績 (十一月分)

區分	男	女	計	受診患者人員
內科	一五	一〇	二五	三〇
外科	一五	一〇	二五	三〇
小兒科	一五	一〇	二五	三〇
眼科	一五	一〇	二五	三〇
耳鼻咽喉科	一五	一〇	二五	三〇
婦人科	一五	一〇	二五	三〇
皮膚科	一五	一〇	二五	三〇
泌尿科	一五	一〇	二五	三〇
花柳病科	一五	一〇	二五	三〇
身體検査科	一五	一〇	二五	三〇
計	一五	一〇	二五	三〇

試験概目

衛生試験所の依頼に應ず

略痰 肺結核は早期に検査して治療を受ければ全治します。結婚に重大の關係あり血液検査するのが安全であります。

尿 糖尿、腎臟病、淋病等が判ります。十二指腸蟲、蟯蟲、蛔蟲卵等の有無が判ります。

糞便 腸チブス及バラチブスの診断。血液、發泡液、糞便、尿等に就て各時期の検査が必要であります。

堀井水 飲用、汽罐用等の適否判定。

鑛泉水 療養泉適否定量分析。

セメント 良否検査。

牛乳清涼飲料 良否検査。

酒類其他飲食物 有害品の鑑別、證明封緘。

化粧品其他 良否検査。

衛生相談 保健、育兒、結核、其他一般衛生良否等。

詳細は船入病院内衛生試験所に御問合せありまし。

廣島市役所

お互に薄倅な市民を助けませう

—共に泣きませう、笑ひませう—

▽十二月十五日より一週間

▽金銭物品何んでも受けれます 〔電五三〇〇番 市役所社会課〕

▽飢と寒に泣く薄倅の市民其數實に二千四百七十三人

年末同情週間

廣島市役所

▽薄倅の市民に白米の半額廉賣を行ひます

▽正月餅を搗き現金雜品を添へて配給します

▽家庭への配給は總て廣島縣方面委員の奉仕です

—相互扶助の誠心は人類のみ之を有す—

廣 島 市 報

號 二 第

市を識るは
市を愛する
の始めなり

昭和七年十二月二十三日印刷
昭和七年十二月二十五日發行
定價(一部金參錢
一年金七拾錢

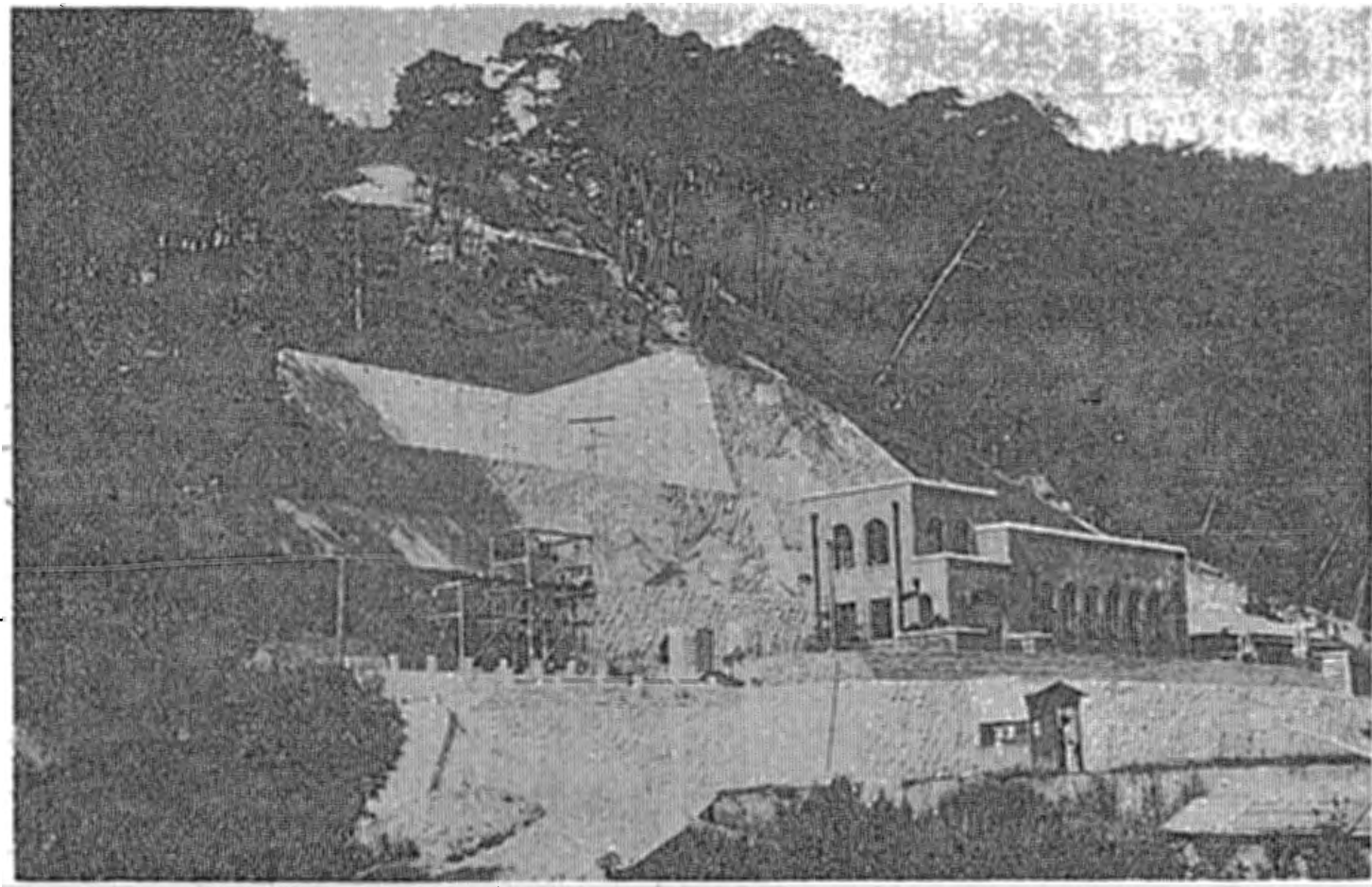
發行所 廣 島 市 役 所

印刷所 廣島市塩屋町十二番地
株式會社 増田兄弟活版所

印刷者 廣島市塩屋町十二番地
増田 計 雄

【目次】

- ◇告 示……………一八
- ◇示 達……………一九
- ◇上水道第三期擴張工事計畫……………二七
- ◇都市生活と衛生(一)……………三〇
- ◇商業組合設立を奨む……………三三
- ◇新入學兒童に就て……………三三
- ◇歳末救濟……………三三
- ◇宇品港出入船舶並乗降客員數……………三三
- ◇隣保館事業成績……………三三
- ◇託兒事業成績……………三三
- ◇公益質屋事業成績……………三三
- ◇徴兵適齡者一般への注意……………三三
- ▼元朝の禮拜▼街のたより▼記事の中より
- ▼公設市場小賣値段▼市立淺野圖書館
増加圖書



已 斐 調 整 場 啣 筒 室

已斐調整場

已斐調整場は、去る八月工事全く完成して既に已斐、草津、三篠等の各方面へ水量豊かな配水を開始してゐるが、此の調整場を設置したる理由は、全市内特に西部方面の高區にも均等な給水量を與へる爲に造つたものである。

即ち牛田町水源地より送られる水の壓力は、市西部方面に於いては、自然と遞減し、給水能力を著しく低下する故、必然的に、之れが調整機關を必要とし、爲に此の調整場を設置するに至つた。

その構造を概述すれば、已斐新山の頂上に圓形の貯水池を造り、その山麓に揚水啣筒を設け、貯水池に誘導揚水なし、之れを前記の各方面へ給水するのである、茲に於て水壓は再び、元に復し、市内一圓に同様な水壓を以つて給水出来るのである。啣筒の機能、調整池、啣筒室の構造等は本文参照)上掲寫眞は、山麓にある啣筒室を撮りたるものにして、この中に据付られたる啣筒機こそ調整作用中の重大な役目を持つものである。殘された第三期擴張計畫になる諸工事も昭和九年三月迄に完成の豫定で、著々工事進捗中のことなれば、吾等市民は、この上潤澤な淨水の恩恵を蒙り、水都廣島の面目も亦新にされよう。

【告示】

廣島市告示第一四二號
昭和七年十二月二十七日ヨリ廣瀨
託兒所ヲ廣島市廣瀨町二百二十八
番地ニ移轉ス
廣島市長 伊藤 貞次

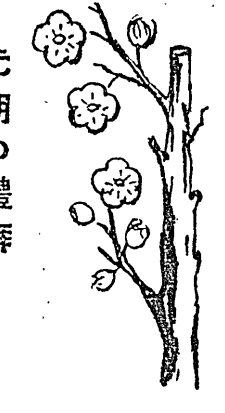
廣島市告示第一四三號
昭和五年八月十一日內務省令第二
十六號廣島都市計畫事業道路新設
擴築受益者負擔ニ關スル件第四條
及第六條ニ依リ昭和五年三月十四
日官報第九百六十號ニ依ル一等大
路第三類第七號線(的場字品線)一
部ノ負擔區、地帶、負擔率並事業
着手ノ日左ノ通定ム
昭和七年十二月二十四日
廣島市長 伊藤 貞次

【彙報】

町總代同副總代就任認可
(自十一月十五日
至十二月十五日)
第一地帶 第一地帶ノ外側線ヨ
リ道路幅員ノ一倍六分ノ地域
第二地帶 第二地帶ノ外側線ヨ
リ道路幅員ノ二倍ノ地域
第三地帶 負擔區負擔額ノ百分
ノ六十
第四地帶 負擔區負擔額ノ百分
ノ二十四
昭和七年十二月二十八日トス

町役員記念品傳達
多年町務ニ盡瘁セラレ、其ノ功績
顯著ナル左ノ諸氏ニ對シ、各町民
一同ヨリ記念品贈呈ノ旨ニ付、市
長ハ十一月二十九日之レヲ傳達シ
併セテ其ノ功勞ニ對シ感謝狀ヲ贈
リタリ。
古田町 元副總代 増田信次郎
古江町 衛生副組長 西川市太郎
同 元評議員 土井 磯吉
同 同 若狹 彦一
同 同 新川 清登
同 同 山川 金一
同 同 森本京次郎
同 同 庄司 勉
同 同 黒川久之助
同 同 田村 梧一
同 同 白井保次郎
同 同 吉岡佐久一
同 同 西村 繁夫
同 同 藤本 善一
同 同 竹安儀三郎
同 同 宮本 九一
同 同 富田 巍
同 同 新納 澤三
同 同 島本 大吉
同 同 鈴木 七充
同 同 坪井 順一
同 同 佐藤鏡三郎
同 同 新宅宅次郎
同 同 脇田 長市

市吏員市外出張
伊藤市長 大阪市及東京市ニ出張
中ノ處十二月二十一日歸着
奥 助役 十二月九日大阪市に出
張十二月十六日歸着
竹永房太郎
井澤 一雄
上田權四郎
林 保男
木村 房吉
佐古彦太郎
中野 常吉
三上 茂
小松芳太郎
榎和田宗一
德永彦三郎
大越 庄八
齊藤 喜一
沼井 常吉
若山馬太郎
島本仙太郎
獲野一二三
岩部 靜一
岡本 時助
宮崎松太郎
谷口 精一
上安 益人
奧本 鉄漢
曾谷利三郎
加藤 悅藏
山本車次郎
田中 久吉
宮川大三郎
谷井龜太郎
友田 清一
湊 佐市
若山直次郎



元朝の禮拜

一月一日、それは年の初で
勿論これは無限連續する一
つの時間の單なる觀念上の區分
に過ぎないのだが、感情とし
ては、過去何千年來あらゆる人
類は、此の元朝に當つて何等か
の意味、何等かの程度に於て、
異常な感慨に耽り感動に打たれ
て來たのである。敬虔な宗教的
古代民族にあつては、此の異常
な感慨は莊嚴々肅、種々盛大な
儀式となつて現れたのであるが
文明國に於いても今尙、元日を
一大祝日となし、官衙學校に於
いても一様に莊重な儀式を行つ
て居るのである。
それは如何なる理由によるかは
充分に分らないが、我々は過去
に於いて、年と共に、凡ゆる方
面に向つて宗教的な感情を放棄
し、失ひ盡して來た、而かも
それにも係らず我々は此の新年
に對しては、年老ふると共に却
つて宗教的感情を深め敬虔の度
を深めなければならなかつたの
である。近年、此の異常に深い
感慨は、彼の東京市に於いては
市民を驅つて、明治神宮元朝詣
りと云ふ一美風を造らしめるに
も至つた。
今、年もゆかんとして除夜の
鐘の靜かになり響く頃になる
と、心靜かに過ぎし年を送り、新
しき年を迎へる爲めに老も若も
貧しきも富者も總べて禮裝して

◎達乙第一一號 稅務課

廣島市役所稅務課外勤員服務規程
左ノ通定ム
昭和七年十二月十三日
廣島市長 伊藤 貞次
廣島市役所稅務課外勤
員服務規程
第一章 總則
第一條 通稅檢査及滯納處分ノ便
宜ノ爲市内ヲ別表ノ如ク分ツ
第二條 稅務課員諸收入檢査、滯
納處分若ハ納稅勸勵ノ爲市内ヘ
出張スルトキハ出張票簿(第一
號様式)ニ依リ上司ノ承認ヲ
受クヘシ
第三條 出張先ニ於テ取扱タル事
項ハ外勤手帳ニ記載シ歸廳ノ翌
日監督ヲ經テ課長ノ査閱ヲ受ク
ヘシ
前項ノ外勤手帳ハ年度末ニ於テ
之ヲ返納スヘシ
第四條 本則ニ定ムルモノ、外ハ
廣島市役所處務順序ノ規定ニ依
ルヘシ
第二章 諸收入檢査
第五條 檢査ノ爲營業場又ハ物件
ノ調査ヲ爲ストキハ所有者、使
用者、其ノ家族若ハ使用人ヲ立
會セシムヘシ
第六條 課稅標準ハ左ノ各號ニ依
リテ檢査シ特ニ其ノ標準ノ權衡
ニ注意スヘシ
一、物品販賣業、印刷業、製造
業、出版業等ハ製品、商品ノ
種類、仕入金、賣場金、賣場
個數、營業所ノ位置、店舗ノ
構造、平均一日ノ賣場高等ヲ
調査シ仕入帳、製造帳、賣場
帳ヲ備フルモノハ之ヲ參酌ス

ヘシ

二、請負業ハ其ノ請負料金等ヲ
調査シ帳簿ヲ備フルモノハ之
ヲ參酌スヘシ
三、旅人宿業、料理屋業、席貸
業、湯屋業者ハ收入金、營業所
ノ位置、建物ノ構造、坪數、
使用人ノ員數、平均一日ノ來
客員數等ヲ調査シ帳簿ヲ備フ
ルモノハ之ヲ參酌スヘシ
四、寫眞業、理髮人、代書人ハ
各其ノ就業場所、職業ノ難易
技術ノ巧拙等ニ依リ一日ノ平
均收入額ヲ調査スヘシ
五、藝妓花代ハ營業帳簿若ハ實
況ニ依リ調査スヘシ
六、金錢貸付業ハ貸付資本金ヲ
物品貸付業ハ貸付料金ヲ兩替
業ハ兩替料金ヲ各帳簿ニ依リ
調査スヘシ
七、運送業、周旋業、代理業、
仲立業、問屋業、倉庫業等ハ
資本金額、手數料、報酬金等
ヲ調査シ帳簿ヲ備フルモノハ
其ノ純益ヲ參酌スヘシ
第七條 演劇興行ノ檢査ハ左ノ各
號ニ依ルヘシ
一、觀覽料ハ納稅證票ト對照
スヘシ
二、相撲、俳優、遊藝人ハ職業
ヲ妨ケサル様本人ニ就キ住所
氏名、藝名、年齢等鑑札面記
載ノ事項ト照査スヘシ
第八條 特別稅所得稅ノ課稅資料
ハ毎年四月市内所在ノ官衙、會
社等ヨリ就職者ノ氏名、給料、
賞與、配當金等ノ調書(第二號
様式)ヲ得テ更ニ實戶ニ就キ其
ノ所得ヲ調査スヘシ

第九條

警察取締ニ屬スル職業ニ
對シテハ毎月警察署ニ就キ其ノ
臺帳ト對査スヘシ但シ警察署ノ
通知ニ依リ判明スルモノハ之ニ
依ルヘシ
第十條 課稅標準トナルヘキ届書
ノ提出ヲ爲サ、ル者ニ付テハ課
稅標準ノ査定ヲ上申スヘシ
第十一條 通稅者ヨリ届書ヲ徵シ
又ハ聽取書ヲ作製シタルトキハ
其ノ翌日通稅檢査報告(第三號
様式)ヲ提出スヘシ
第十二條 轉居其ノ他ノ事由ニ依
リ臺帳若ハ徵收簿記載ノモノト
住所ノ異ニスル者アルコトヲ發
見シタルトキハ本人ニ對シテ直
ニ之カ届出方ヲ促スト共ニ臺帳
主任ニ通知スヘシ
第十三條 滯納處分票(第四號様
式)ノ交付ヲ受ケタルトキハ監
督員ノ指示セル期間内ニ處分ヲ
了スヘシ若シ其ノ豫定期間ニ處
分シ難シト認ムルモノ及處分ス
ルコト能ハサリシモノハ速ニ報
告スヘシ
第十四條 財產差押ヲ爲ストキハ
財產差押證票ヲ提示スヘシ
第十五條 不動産及船舶(總噸數
二十噸未満又ハ積石數二百石未
滿ノ船舶ヲ除ク、以下同シ)ヲ
差押ヘタルトキハ登記囑託ノ手
續(第五號様式)ヲ爲スヘシ

第十六條

財產ヲ差押フルトキハ
差押調書(第六號様式)ヲ作成シ
其ノ謄本ヲ本人ニ交付シ差押財
產ハ通貨ヲ除クノ外財產差押臺
帳(第七號様式)ニ記入整理スヘ
シ
第十七條 債權ヲ差押タルトキハ
債權差押通知書(第九號様式)ヲ
發スヘシ所有權以外ノ財產ヲ差
押ヘタルトキモ亦之ニ準スヘシ
第十八條 國稅徵收法第十二條ニ
依リ處分ヲ中止シ又ハ國稅徵收
法施行規則第十七條ニ依リ財產
差押ノ解除ヲ爲ストキハ差押解
除通知書(第十號様式)ヲ交付ス
ヘシ但シ不動産及船舶ノ場合ハ
登記囑託書(第十一號様式)ヲ發
スヘシ
第十九條 差押財產ハ差押物件公
賣票簿第十二號様式ニ依リ經
同ノ上第十三號様式ニ依リ公告
シ運搬又ハ保管ニ困難ナル物件
ヲ除クノ外本廳ニ引揚ケ公賣ニ
付スヘシ
第二十條 差押財產ヲ公賣シタル
トキハ財產差押臺帳ニ記入シ公
賣代金納付書(第十四號様式)ヲ
添ヘ公賣代金ヲ納付セシムヘシ
第二十一條 公賣代金ヲ納付シタ
ルトキハ領收證(第十五號様式)
ヲ發スルト共ニ公賣物件ヲ引渡
スヘシ
滯納者若ハ第三者保管ノ儘公賣
シタルトキハ領收證ト共ニ保管

年度期別 料目又へ使用 金 額 督促手數料

第一號 差押調書簿本

右ハ廣島市 町 番地 某左記ノ通り
 滞納ニ付何月何日日本人(若クハ立會人)立會ノ
 上前記ノ財産ヲ差押フルモノ也

昭和 年 月 日

廣島市 町 番地 某左記ノ通り
 廣島市書記 氏 名

廣島市 町 番地 某左記ノ通り
 立會人 氏 名

年度期別 料目又へ使用 金 額 督促手數料

第一號 差押調書簿本

右差押物品正ニ保管ト共ニ謄本領收候也

昭和 年 月 日

氏 名

稅務課長 年月日 監 督 區檢稅係員

遺稅檢査報告

年月日

縣稅 市稅 郡稅 町稅 氏名

摘要

町地

年度半期滞納處分票

縣市郡區市町

年 月 日

所在不明 赤無 納付 物差前 物差後 通差

納期日 月 日 督促日 月 日 擔當員印

稅額

督促手數料

町地

課長 監督 區主任

第一號 差押調書簿本

右ハ廣島市 町 番地 某左記ノ通り
 滞納ニ付何月何日日本人(若クハ立會人)立會ノ
 上前記ノ財産ヲ差押フルモノ也

昭和 年 月 日

廣島市 町 番地 某左記ノ通り
 廣島市書記 氏 名

廣島市 町 番地 某左記ノ通り
 立會人 氏 名

年度期別 料目又へ使用 金 額 督促手數料

第一號 差押調書簿本

右差押物品正ニ保管ト共ニ謄本領收候也

昭和 年 月 日

氏 名

囑託書

一、不動産ノ表示 末記ノ通り

二、登記ノ目的 縣稅及市稅滞納處分ニ因ル差押記入

三、登記ノ原因及日附 市制第百參拾壹條第四項ニ依リ

四、登記權利者 廣島市 町 地

五、不動産所有者 廣島市 町 地

右登記相成度及囑託候也

年 月 日

區裁判所宛 廣島市長

末記

廣島市長 氏 名

廣島市 町 番地 某左記ノ通り
 立會人 氏 名

記事の中より

最近の統計に表れた 列國並廣島市婚姻狀況

資本主義文明が高度に發達するにつれて晩婚、離婚數の増加は其に伴ふ必然的現象であるが、我が國に於ける最近晩婚及離婚數の増加は實に目覺しきものがある。此の現象の詳細正確な説明は我々の能くするところでないが、東京大阪等の大都市に於いて二十三、四、五の娘が家庭にいつまでも悠々自適して居るのは決して珍しいことではなく、「何時迄も嫁にゆかぬ娘が多くなつたなあ」といふ聲は最近殆ど凡ての都會人から聞く聲である。

今より十年前はいや今も尙我が國民は早熟早婚であつて且つ男女の年齢の差が極めて大なる國民であるといへば信ぜられて居るのが最早や我國民は早婚でもなく、又男女の差も昔日の如く大きくないのである。嘗て一部フェミニストの人達は男子專制の重要な原因として、早婚並男女結婚年齢の差の甚だ大なることを擧げて居たのであるが、幸か不幸か最近に於いては決して早婚ではなく、男子に就いては七大強國中イギリス、イタリー、ドイツに次ぎ、第四位の晩婚ぶりである。又男女結婚年齢の差に就いて見るも、僅

り、青年訓練所終了者に對し就職口を確保せしむる等に關する件

マ、青年訓練所入所出席向上に關し特に奨勵法を設け之が規定を制定する件

ル、青年訓練の學科及教練の實施上改善進歩を要すべき點

馮滿洲國 滿洲國司法部長等 一行七名は司法事務視察の爲め先月來、來朝東京、大阪、神戸、各地視察中であつたが十八日午後三時三十二分、廣島驛着にて來廣した。驛頭には廣島官民有志多數出迎へ甚だ盛大を極めた。尙、一行は直に自動車をつらねて廣島控訴院に至り、更に午後六時、羽田別荘に於ける、各官公衙首腦部歡迎會に出席した。

齊藤次 十二月九日午後五時二分着列車にて内務政務次官齊藤隆夫氏來廣、直に同列車にて廣島に於ける縣市合同の歡迎會に出席し翌十日再び來廣、太田川及廣島港灣を視察せられた。

市廳よりの知らせ

例年の通り十二月二十八日は御用納めで一月八日より御用始である



の進展につれ、人口順に増加し、更に昭和四年の隣接町村合併と相俟つて一躍三十萬人に近き人口を抱擁するに至つた結果、爰に第三期擴張の必要に迫られ、認可を得て四ヶ年の繼續事業として昭和五年八月吉日を下して起工したのである。

以來工事は豫定の通り進捗して本年七月の已整理調場の完成を最後として五、六兩年度に属する配水管布設工事、其他は完成し、次で七八兩年度に属する取水場並に浄水場擴張工事も既に着手され目下着々進捗して居る。

今該工事は計畫並に其概要を擧げると左の通りである。

西部分管の一部を完了し、次で其他も竣成し、本年四月には各本管支管全線に亘つて工事は完成した。

而して、其の鐵管の口径、最大なるもの七百五十口径で最小なるもの百口径、其の延長は十萬八千五百四十二米、總重量は七千四百六十三噸である。尙、配水管布設工事は、

一、取水場
取水場位置 在來取水場を去る約二、四五〇米上流安佐郡原村太田川左岸寄洲
取水場 上記場所に於て左記大口径の取水場を河底以下五

完了後は直に通水を開始した。因にその布設明細は左の通りである。

(イ)、中部配水管
延長八、八五四米(二里九町十間) 水源池より牛田町、大須賀町を経て築橋を渡り、鐵砲町電車通に出で、電車線と併行鷹ノ橋明治橋を渡り、五間道路を已

一、取水場		二、浄水場		三、取水場		四、配水管	
備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前
備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前
備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前

一、工事費		二、配水管		三、取水場		四、配水管	
備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前
備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前
備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前

の如くである。

科目—讀書、算術、掌電信兵、航空兵及軍樂兵、志願者には外に適性検査を加ふ。

五、検査(試験)の期日及場所
期日 昭和八年三月三、四日
場所 廣島市公會堂
各志願者に對する右検査日の割當ては二月中旬、市役所より各志願者宛てに通知書を發送する。

六、願書の提出期限
廣島市に於ける志願者は、願書に出身學校長の學業成績證明書を添へ、昭和八年一月三十一日迄に市役所兵事課又は市出張所に差出だされたい。

米を基礎とし方形に埋設し其周圍に清浄なる川砂利を填充す。

内法〇、九米形鐵筋混凝土函
延長二〇一米二
同 一米二方形同 七三米二
同 一米二方形同 七三米二

取水場 一個 鐵筋混凝土
取水場 一個 鐵筋混凝土
取水場 一個 鐵筋混凝土



七、注意事項

(イ) 志願者は一應市兵事課又は出張所に出席して、諸注意を受けらるゝ等、兵事係と懇談せらるれば便利である。

出頭の際(一)家族の氏名及生年月日、(二)家族中軍人の兵種等級、(三)家庭の状況概要等を承知して來らるれば都合である。

(ロ) 從來願書の締切期日に切迫して出願者殺到し、爲めに兵事係に於て一々懇切なる説明をなし、又は注意を説明する等の邊なき場合もあつて甚だ遺憾に思ふか

今期の擴張工事は在來の設備と合せて、人口四十萬人分を目標として立案したもので一日當平均給水量を二七・四二リットル(七斗六合)と定め、一日最大給水量を其一倍半即ち、九一・一四リットル(一石五升九合)として此四十萬人分の水量と更に消火用水、一分間三立方メートル(八斗八升六合)及び國家非常時に於ける陸軍用船舶給水量一晝夜六、二二立方メートル(九〇六石)を加算したる水量即ち八六、五九八立方メートル(四十八萬石)を優に供給し得るのである。

草津町に至る(口径最大三〇〇口径—最小二〇〇口径)
三、已整理調場より山手川土手を上り、横川橋北詰に至る(口径三〇〇口径)
四、堺町二丁目より國道を北行横川橋を渡り更に三篠町本通を字松原に至る(口径最大二五〇口径—最小一五〇口径)

三、水源池擴張工事
八兩年度工事として現に施工中

一、取水場
二、浄水場
三、取水場
四、配水管

に示す如く少し程度が高くなつて居る(採用入隊の際には更に一般兵種の者よりも綿密な身體検査がある)

二、掌電信兵志願の水兵、軍樂兵、看護兵及主計兵志願者は各眼視力〇・六以上矯正視力一・〇以上ならば合格することもある

三、主計兵志願者の身長は一五二・〇糎迄は合格することもある

(注意)
(一) 胸廓擴張は深呼吸で胸の擴張する程度を検査するのので、擴張時と縮小時との胸廓の差が多い程良い。
(二) 活量は肺に一杯空氣を吸ひ込んで之を吐き出す量を測るのであつて、其の量が多い程良い。
(三) 前記の外、身體懸垂といふ検査がある、之は上から吊した綱を片手で握り、身體をぶらさげ、五秒間堪えられなければならぬ。
(四) 検査前には特に身體を大切にしないと、一時的の故障でも不合格となる場合がある。
(五) 検査の前日には入浴して身體を清潔にし、耳垢をと易い所は特に注意すべきである。

一、配水管の擴張
前記の計畫に對して起工當時水源池内設備は多少の餘裕があつたので、先づ配水管と其支管の布設を五六兩年度に於いて施行することとして、昭和六年四月、早くも

一、配水管の擴張
前記の計畫に對して起工當時水源池内設備は多少の餘裕があつたので、先づ配水管と其支管の布設を五六兩年度に於いて施行することとして、昭和六年四月、早くも

一、配水管の擴張
前記の計畫に對して起工當時水源池内設備は多少の餘裕があつたので、先づ配水管と其支管の布設を五六兩年度に於いて施行することとして、昭和六年四月、早くも

一、配水管の擴張
前記の計畫に對して起工當時水源池内設備は多少の餘裕があつたので、先づ配水管と其支管の布設を五六兩年度に於いて施行することとして、昭和六年四月、早くも

一、配水管の擴張
前記の計畫に對して起工當時水源池内設備は多少の餘裕があつたので、先づ配水管と其支管の布設を五六兩年度に於いて施行することとして、昭和六年四月、早くも

し期を絶廢の答贈的飾虚

自力更生

目下の我が國情は實に多事多難の秋であります
外は國際政局の推移内は思想、經濟の革進寸刻
も忘るゝを許さず、自己の歩みは自己の脚に依
りお互に新運命の開拓を要す。殊に年末年始の
奢侈的舊慣は之を絶廢し、各自其本務に精進し
て國運の進展に専念致しませう。

民力充實

昭和七年歲末

廣島市役所

け省を費冗と禮儀的式形